

令和2年度実施
帯広市市民提案型協働のまちづくり支援事業
【Motto おび広がる プロジェクト】
募集要項

市民のみなさんの自主的なまちづくり活動を応援します！
地域の課題解決や地域の元気が出るような取り組みを支援し、
市民と帯広市の知恵とチカラを合わせた協働のまちづくりをすすめる事業です。
日頃の思いやアイデアを活かしたまちづくりを仲間と一緒にチャレンジしてみませんか？



応募締切 : 令和元年 9月30日(月)
公開プレゼン : 令和元年11月17日(日)
事業実施期間 : 令和2年 4月1日 ~ 令和3年3月31日
(2020) (2021)

◆本事業へ申し込みをする場合は、まず申し込みを考えている事業の内容について、
事前にご相談ください。

帯広市市民活動部市民活動推進課

帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所3階
電話 : 0155-65-4130 FAX : 0155-23-0156
メール : active@city.obihiro.hokkaido.jp

※ 申込書と記入例は、10ページ以降に添付しています。

目次

1. 事業の概要	3ページ
2. 対象となる団体	3ページ
3. 対象となる事業	4ページ
4. 対象とならない事業	4ページ
5. 補助金交付額（申し込み区分と上限額）	4ページ
6. 対象となる主な経費	4ページ
7. 対象とならない経費	5ページ
8. 活動保険について	5ページ
9. 事業の応募締め切りと事業実施期間	5ページ
10. 申し込み方法	6ページ
11. 選考方法	6ページ
12. 審査基準	7ページ
13. 申し込みからの流れ	8ページ
14. Q & A	9ページ

1. 事業の概要

帯広市は、多様化する市民ニーズに応え、質的にも充実した地域社会をつくるため、平成 15 年 12 月に「帯広市市民協働指針」を、平成 18 年 12 月には「帯広市まちづくり基本条例」を制定し、市民と行政の知恵やチカラを活かした協働によるまちづくりを進めています。

「自分たちの手で暮らしやすいまちにしていこう」というみなさんの思いを、さらに発展させ、よりよい地域づくりを行うため、市民と行政がともに取り組む活動の初動期の支援をすることで、新しい活動が生まれ、市民協働のまちづくりが広がることを目的としています。

市民の皆さんが高めてきた知恵や技術、経験、行動力を活かし、地域で活動する町内会やボランティアグループなどの市民団体等が、地域の課題を自ら解決し、広く市民のためになる事業に対して補助金を交付します。

【事業の特徴】

- ・補助金による市民提案型の活動への支援
- ・情報提供などによる市民活動の立ち上げ支援
- ・市民と行政との協働をすすめるためのきっかけづくり

2. 対象となる団体

町内会やボランティアグループ、NPO 法人などの市民団体等で、市と協働し、事業実施について誠実に遂行することができ、かつ事業効果等の報告を行うことができる団体が対象です。（ただし、政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体を除く。）

- (1) 帯広市内に活動拠点がある、または市内で活動していること。
- (2) 構成員が 5 人以上であって、そのうち 2 人以上が市民（市内に在勤、在学している人を含む）であること。
- (3) 会則等に基づき年間の事業計画や事業予算を定め、自主自立した活動を継続して行っている、または行おうとしていること。

※団体の所在地が市外であっても、支部などの活動拠点が市内にあれば対象となります。

1つの団体での 応募も OK

町内会・ボランティア
グループ・NPO 法人
など

複数の団体（協議体） での応募も OK

町内会・ボランティアグル
ープ・NPO 法人など
複数の団体

さらに企業・事業所 との連携も OK

町内会・ボランティアグ
ループ・NPO 法人など
＋
企業・事業所

3. 対象となる事業

市民生活の向上につながり、かつ、当該事業が市民協働の取り組みとして市民や地域に広がり、定着することが期待されるものです。ただし、地域事業として既に定期的、継続的に取り組まれている清掃や美化、植栽などの事業については原則として対象になりません。

また、帯広市内で実施する事業であることが原則ですが、帯広市以外で実施する場合でも、帯広市民が容易に参加できると認められるときは対象とします。

4. 対象とならない事業

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (3) 市民団体等が日常的に取り組んでいる事業
- (4) 国、地方公共団体及びその他の団体から助成を受けている事業
- (5) 政治活動や宗教活動を目的とした事業

5. 補助金交付額（申し込み区分と上限額）

- (1) 組織育成部門（1団体につき上限 10 万円）
 - ・・・まちづくり活動を目指す市民団体等の組織づくりや人材育成など組織力向上の支援を図る事業。
- (2) まちづくり活動部門（1団体につき上限 20 万円）
 - ・・・まちづくりにつながる活動や、身近な地域の活性化、地域課題の解決を図る地域貢献などの事業。
- (3) 生活環境整備部門（1団体につき上限 100 万円）
 - ・・・公園や広場、散歩道など地域の身近な生活環境の向上を図る取り組みで、住民主体で実施することができる範囲の整備事業。

※単年度限りの補助とします。ただし、(2)(3)については、事業内容を発展させ、課題解決に取り組むため継続して応募があったときは、審査選考委員会の審査を受け、市長が事業の性格などを考慮し、適当と判断した場合につき補助金を交付できるものとします。なお、同一団体への交付は連続2回までです。

6. 対象となる主な経費

補助の対象となる主な経費は、以下の通りです。

- (1) 講師謝礼等
 - 外部講師、指導者等への報償、謝礼、旅費、交通費など（団体の構成員に対するものは除く）
 - ※講師紹介票を作成し、必要事項を記載してください。
- (2) 施設使用料

- イベントなどの会場等の使用料など
- (3) 消耗品費
会議資料費など
- (4) 印刷製本費
チラシ、ポスター等の作成費や印刷費など
- (5) 役員費
郵便料、物品などの運搬費、手数料、レンタル料、保険料(※)など
※事業実施のために行事保険やボランティア保険などに加入してください。
- (6) その他事業の実施のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めたもの
(対象経費になるかどうかについては、個別に経費の内容を審査します)

※補助金は、市民の皆様の税金の一部です。団体の創意工夫により、なるべく経費を減らす努力をお願いいたします。

また、協賛金を募るなど活動を継続させて自立を目指すためにも資金調達を積極的に行ってください。

7. 対象とならない経費

次の経費は補助の対象から除きます。

- (1) 人件費(事業実施のために雇った活動スタッフ等)
- (2) 食糧費(食事、弁当、茶菓子など。会議の来客用も不可)
- (3) その他補助事業に直接関係のない経費及び適当でないと認められる経費

8. 活動保険について

市民が安心して団体が行う事業に参加できるよう、活動保険に加入し事業に取り組んでください。

◆ボランティア活動等を対象とした保険制度の例

- ・社会福祉法人 全国社会福祉協議会「ふくしの保険」
- ・財団法人 スポーツ安全協会
- ・その他、民間の保険会社にもボランティア活動やイベント用の保険商品がありますので、各保険会社や保険代理店でお尋ねください。

9. 事業の応募締切と事業実施期間

応募締切：令和元年9月30日(月)

事業実施期間：令和2年(2020年)4月1日から令和3年(2021年)3月31日まで

公開プレゼンテーション：令和元年11月17日(日)

採択決定：令和2年4月

10. 申し込み方法

本事業へ申し込みをする場合は、事前に市民活動推進課にご相談ください。

執務時間 月曜日から金曜日 8:45 から 17:30 まで（祝日を除く）

- ◆ご相談・申請書類の提出については、担当職員が受付をしますので、事前にご連絡の上、ご持参ください。また、平日 17:30 以降にしかお時間が取れない場合もご相談ください。
- ◆帯広市ホームページ内「市民協働アクション」で、これまでに実施された【**Motto おび広がる プロジェクト**】のまちづくりの取り組みを紹介していますので、活動の参考にご覧ください。
- ◆市民活動アドバイザーによる市民活動相談を、帯広市市民活動交流センター（帯広市西 2 条南 8 丁目藤丸ビル 8 階、0155-20-3004）の、月・水・金曜日 13 時～17 時に行っています。活動の幅を広げよりよい活動を提案するためにご活用ください。

◆申し込みに必要な書類

- ①【**Motto おび広がる プロジェクト**】申込書
- ②定款・規約・会則等の写し
- ③団体の活動内容がわかるパンフレットなど
- ④講師紹介票（講師に係る経費がある場合のみ）

11. 選考方法

提出していただいた書類、応募者による公開プレゼンテーション（事業説明・質疑応答等）及び市の関係課との協議内容を、市民団体等の代表や経験者など公募によって市民から選ばれた審査選考委員が審査し、採択または不採択を決定します。採択にあつては、審査選考委員会から付帯意見や指示事項の条件を付する場合があります。

その後、市長が審査選考委員会の報告に基づき予算の範囲内において補助対象事業を決定します。審査内容や予算により、申請額と同額で交付決定されない場合もあります。

◆公開プレゼンテーション

実施時期：令和元年 11 月 17 日（日）

公開プレゼンテーションは、市民に広く公開して行われ、提案動機・事業内容・事業効果を中心に発表していただきます。プレゼンテーションは、スクリーン、説明資料、模造紙、ホワイトボードを使用するなど、方法や様式は自由です。発表自体の技量は審査の対象ではありません。また、団体相互の交流や活動の PR ができる機会です。どなたでもご覧いただけますので、お友達などをお誘いいただき多くの方のご参加をお待ちしています。

発表時間は、応募団体数に応じて、概ね 5～10 分間を予定しています。

※この事業において、団体から提出された応募書類や実施報告などにより市が知り得た情報及び審査選考結果は、必要な範囲において市が広報紙やホームページなどで公開することがあります。

12. 審査基準

次の観点から審査選考を行いません。

(1) 公共公益性

- ・多くの市民や地域、社会に幅広く貢献する事業であるか。

(2) 事業必要性

- ・市民ニーズや地域・社会の課題を的確に分析し、その解決につながる事業であるか。
- ・事業内容、実施体制、スケジュール、経費の積算等が適正であるか。
- ・補助金を交付する必要性があるか。(他の補助金や事業収入が見込めないか等)

(3) 先駆独創性

- ・市民団体等の持つ専門性・柔軟性等の特性を活かしたこれまでにない取り組みであるか、または新たな視点・発想から提案されているか。

(4) 協働波及性(効果)

- ・市民団体等と市が協働することで市民に質の高いサービスが提供でき、他の地域に広まることが期待できる事業であるか。
- ・多数の市民の参画を得たり、地域内連携によって実施する事業であったり、地域力を高める上で効果的か。

(5) 発展継続性(将来性)

- ・市民や他の市民団体、企業などとのネットワークを広げ連携していく視点や、専門的なノウハウの蓄積などに意欲があり、将来にわたって活動の継続が見込めるか。
- ・適切な受益者負担を求めたり、協賛金等を募ったりするなど、将来自立に向けた資金面の工夫や計画性が見られるか。

◆審査選考の配点

審査選考委員は審査選考基準に基づき1～5点の5段階による点数評価を行います。各審査選考委員の配点は各項目につき5点とし、一人の持ち点は5項目×5点=25点満点です。審査選考委員がつけた点数については、項目ごとの合算値=合計点と、全ての項目の合算値=総合点を出します。 ※ただし、委員長を除く。

◆事業採択の基準

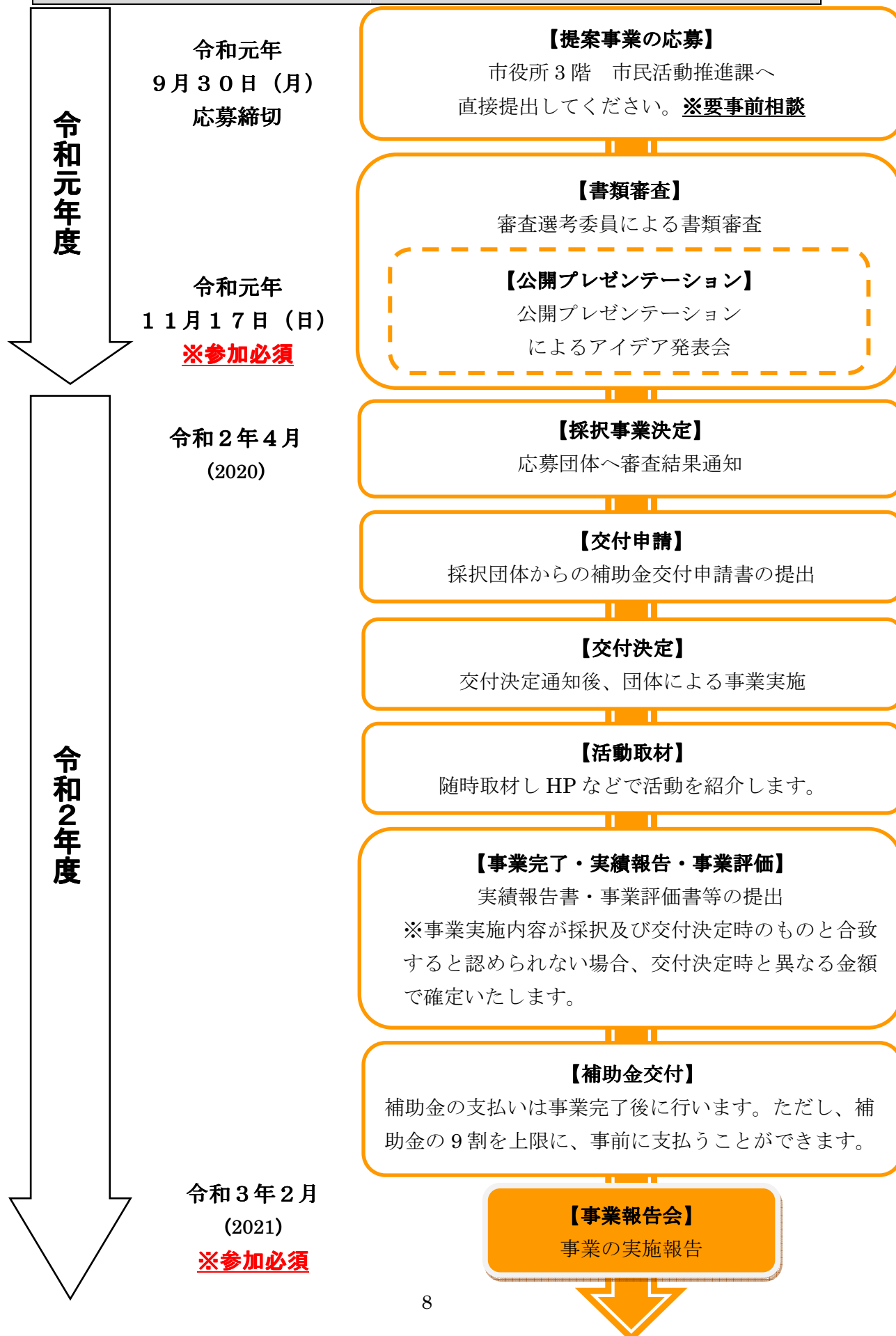
次の基準を全て満たしているものが採択事業となります。

- ①総合点が半数以上のもの (例：審査選考委員6名の場合、150点満点で90点以上)
- ②公共公益性の合計点が半数以上のもの

◆審査選考結果の通知

審査の結果は、令和2年度における関連予算が帯広市議会で可決され、本事業が確定したあとに文書にて通知します。

13. 申し込みからの流れ



14. Q&A

Q 1 : **【Motto おび広がる プロジェクト】**は、趣味的な内容の事業でも申し込めますか？

A 1 : 趣味的な活動でも、「3. 対象となる事業」に該当する地域の活性化につながる活動であれば応募できます。

例えば、折り紙教室を高齢者の地域交流サロンで行い、高齢者の生きがいをづくりにつなげる取り組みや、絵手紙教室を小学校などで行い、手紙を書く楽しさを多世代に伝える取り組みなどが過去の採択事業にありました。

詳しくは、帯広市ホームページ内「市民協働アクション」で
これまで行った事業を紹介していますので、ぜひご覧ください。

<http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/shiminkatsudoubu/shiminkatsudousuishinka/ac.html>



Q 2 : 新しく団体を立ち上げて応募したいと考えていますが、対象となりますか？

A 2 : 新しい団体であっても「2. 対象となる団体」に該当すれば対象になります。
まずは組織の基盤固めとして組織育成部門へ申し込むことをおすすめします。

Q 3 : 現在、団体で取り組んでいる事業は提案できますか？

A 3 : 既に団体が日常的に取り組んでいる事業は原則として対象外となります。
しかし、新たな視点や手法などによる事業展開が含まれ、市民協働の取り組みとして市民や地域に広がり、定着することが期待される提案については、対象となる場合があります。

Q 4 : 事業の必要経費が少額でも提案できますか？

A 4 : 各部門の上限額以内であれば、事業費が少額の事業でも提案できます。

Q 5 : イベントを開催するにあたり参加費を徴収する事業は対象になりますか？

A 5 : 対象になります。事業実施に必要な経費の範囲内（実費相当分）であれば参加費を徴収して事業を行っていただいても構いません。また、活動を継続させて自立を目指すためにも、協賛金を募るなど、資金調達を積極的に行ってください。

Q 6 : 協働事業での市の役割分担として、どのようなことをしてくれますか？

A 6 : 補助金による経費の助成だけではなく、イベントのPRや情報発信、情報提供などの支援を行います。市民活動を行う上で困り事があればご相談ください。

Q 7 : 補助金はいつ支払われますか？

A 7 : 原則として活動完了後に、提出される実績報告書等に基づき（領収書の精査後に）支払われます。なお、必要経費の立替払い等により資金が不足する場合は、活動完了前であっても、交付予定額の一部を交付することもできますのでご相談ください。